

広島県告示第二百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成三十年広島県告示第二百七十二号で認可した備後圏都市計画下水道事業府中公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

府中市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業府中公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年三月二日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成三十年広島県告示第二百七十二号の事業地に中須町字竹安、字向田を追加する。
使用の部分

平成三十年広島県告示第二百七十二号の事業地に鵜飼町字町田、字人原ノ内第一、字上塚原ノ内第一、字鏡山ノ内第一、字鏡山ノ内第二、字人原ノ内第三、字虫原、字下高田、字狸山、中須町字皇太子、字ヒヅメ、字皇太子（新）、字カセギ（新）、字御酒田、字下家元、字上家元、字橋之外、字手クシ、字北條溝口、字サワヤ（旧）、字サワヤ（新）、字向山根一、字向山根二、字渡り上り新、本山町字中山之内第二、字ホボロ田、目崎町字沖、字矢現、広谷町字新池ノ二を追加し、同告示の事業地のうち鵜飼町字大段原、字目サキ田、字上目サキ田、字上高田、中須町字青屋、字クズマ、字北條、字荒神川田、本山町字月見ヶ丘地内において事業地を変更する。